

国名:中国

	項目	内容	調査方法・情報源
1)	EPAs/FTAs	<p>現在、日本・中国間の貿易協定は 2022 年 1 月 1 日に発効した地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定である。</p> <p>また、中国はアセアン 10 カ国との自由貿易協定 (ACFTA) がある。ACFTA は中国が先に 2002 年 11 月に批准し、2015 年 11 月に更新された。</p>	<p>商務省 (MOFCOM) が、中国の「China FTA Network」ウェブサイト进行管理している。同ウェブサイトでは、中国が加盟国となっている全ての自由貿易協定が記載されている。ウェブサイトは次のリンクよりアクセス可能 link</p>
2)	発給機関	<p>RCEP 及び ACFTA における原産地証明書 (COO) を発給する中国の機関は、関税局、中国国際貿易促進委員会 (China Council for the Promotion of International Trade: CCPIT) 及び現地の CCPIT の代表事務所。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中国関税局総務部 (GAC) 命令第 255 号。英文は次のウェブサイトより確認可能 link GAC 命令第 136 号。英文は次のウェブサイトより確認可能 link
3)	発給手数料	<p>関税局、CCPIT 又は CCPIT の現地代表所が発給した COO は無料。</p>	<p>当局への照会</p>
4)	必要書類 / 申請手順	<p>RCEP 及び ACFTA において、適用する自由貿易協定に従い、中国の製造業者、輸出者、及び輸出代理人は関税局又は CCPIT が発給する COO を申請できる。</p> <p>基本的に、申請はオンラインで提出。申請者、商品、輸出取引に関する詳細情報を記入する必要がある。次の書類を含む、商品の原産性の関連書類をアップロードする必要がある。(ただし、この限りではない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> コマーシャル・インボイス 第三国インボイス 輸送関連書類 輸出申告書 部品表 プロセス工程の説明書 購入の証明 (Proof of purchase) 	<ul style="list-style-type: none"> GAC 命令第 255 号。上記を参照。 RCEP の原産地規則の運用上の証明手続き。次のウェブサイトより確認可能 link GAC 命令第 136 号。上記参照。 ACFTA の原産地規則の運用上の証明手続き。次のウ

			<p>ウェブサイトより確認可能 link</p> <ul style="list-style-type: none"> • GAC ウェブサイトは次のリンクより閲覧可能。 link (中国語のみ) • CCPIT ウェブサイトは次のリンクより閲覧可能。 link (中国語のみ)
5)	電子ファイル提出	<p>上述のとおり、中国の申請者は、輸出版売のための特惠 COO (該当する RCEP 又は ACFTA 上で発給する COO) を申請できる。申請はオンラインで行い、必要書類を電子で提出する。ただし、申請者は、COO の発給機関の要求に備え、最低 3 年間申請書等の原本を保管する義務がある。</p> <p>RCEP 又は ACFTA 上で発給する COO について、電子形式での発給は可能で、輸出先が次の国である場合、中国の申請者は電子コピーをダウンロードし、印刷。</p> <p>ACFTA 上で発給する COO:</p> <ul style="list-style-type: none"> • インドネシア • シンガポール • タイ <p>RCEP 上で発給する COO:</p> <ul style="list-style-type: none"> • シンガポール • タイ • 日本 • ニュージーランド • オーストラリア • インドネシア • 韓国 • マレーシア <p>輸入の場合、特惠関税対応を請求する輸入者は、関税局に関連 COO を提出し、審査を受ける。提出は、紙媒体の書類原本でも電子形式 (例えば、関税局のシステムへのアップロード) でも可能。電子提出を行う場合、関税局が定めた仕様フォーマット (形式、サイズ、電子署名等) に従う必要がある。また、関税局が必要と判断した場合、紙媒体の申請書原本を関税局へ提出することが求められることがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • GAC 速報 (2021) 第 34 号。英文は次のウェブサイトより確認可能。 link • GAC 速報 (2019) 第 77 号。英文は次のウェブサイトより確認可能。 link • GAC 速報 (2020) 第 63 号。次のウェブサイトより確認可能。 link (中国語のみ) • GAC 速報 (2021) 第 43 号。次のウェブサイトより確認可能。 link (中国語のみ) • GAC 速報 (2021) 第 106 号。英文は次のウェブサイトより確認可能。 link • GAC 速報 (2022) 第 13 号。次のウェブサイトより確

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所/バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 3 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

		<p>また、一定の国の関税当局に対しては原産国情報通信システムが運用されている。この場合、輸出国が発給した電子 COO が自動的に中国関税局のシステムに送信されるため、中国の輸入者は紙媒体や電子の COO を別途中国関税局に提出することが不要になる。</p> <p>現在、当該電子通信システムは、シンガポール及びインドネシアで発給された ACFTA の COO(フォーム E)に対応。RCEP 上で発給する COO には対応していない。</p>	<p>認可能。link (中国語のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> • GAC 速報 (2022) 第 129 号。次のウェブサイトより確認可能。link (中国語のみ)
6)	遡及発給	<p>発給可能。</p> <p>中国の申請者が過失やその他の正当な理由で、輸出出荷前に RCEP 又は ACFTA の COO を申請しなかった場合、出荷後 1 年以内であれば遡及発給が認められる。この場合、COO には「遡及発給」と記載される。</p> <p>申請手続きは、上述の通常の COO の手続きと同様。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • GAC 命令第 255 号。上記を参照。 • RCEP の原産地規則の運用上の証明手続き。上記を参照。 • GAC 命令第 136 号。上記を参照。 • ACFTA の原産地規則の運用上の証明手続き。上記を参照。
7)	再発給	<p>再発給可能。</p> <p>RCEP 又は ACFTA の COO に記載する情報の誤り・抜け漏れ等がある場合、COO の修正又は再発行は可能。また、忘失・破損の場合に COO の再発行は可能。</p> <p>COO の修正又は再発行は、元の COO の発給日より 1 年以内にする。手続上、申請は元の COO の発給機関にて行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • GAC 命令第 255 号。上記を参照。 • RCEP の原産地規則の運用上の証明手続き。上記を参照。 • GAC 命令第 136 号。上記を参照。 • ACFTA の原産地規則の運用上の証明手続き。上記を参照。
8)	第三国インボイス	<p>RCEP 及び ACFTA 上発給された COO では、第三国インボイスを容認。使用するインボイスが輸出者又は製造者が発行者でない場合、COO の「第三国インボイス」欄にチェックを入れる必要がある。また、インボイスを発行する会社の社名及び国名も入力する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • GAC 速報 2021 第 106 号の付属書類としての RCEP の COO form は

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所/バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 3 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

			<p>次のリンクより確認可能。 link (中国語のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> GAC 命令第 136 号の付属書類としての ACFTA の COO form は次のリンクより確認可能。 link (中国語のみ)
9)	連続する原産地証明書 (Back-to-back certificate of origin)	<p>中国の再輸出者は、RCEP 上の Back-to-back COO を申請できる。申請手続きは、通常の RCEP の COO の申請と同様。ただし、Back-to-back COO の申請には、当該出荷が Back-to-back COO に関する RCEP 上の規則に順守していることを証明するために、COO の原本の提出及び関連書類のアップロードが必要である。</p> <p>中国の再輸出者は、ACFTA に従って移動証明書 (Movement Certificate) を申請することができる。申請手続き及び申請に必要な書類は上記と同様。</p>	<ul style="list-style-type: none"> GAC 命令第 225 号。上記を参照。 GAC 命令第 136 号。上記を参照。 GAC 速報 (2011) 第 11 号。英文は次のウェブサイトより確認可能。link RCEP の原産地規則の運用上の証明手続き。上記を参照。 ACFTA の原産地規則の運用上の証明手続き。上記を参照。
10)	非加工証明書	<p>非加工証明書に関する国家規則は公布されていないが、中国東海岸 (南京、寧波、杭州等) の現地税関では、中国を通過し、中国の税関管理エリアで保管された商品に対し、非加工証明書を発給する。当該非加工証明書は RCEP 又は ACFTA 等の特定の自由貿易協定専用ではないが、一般的に関連性があれば適用する自由貿易協定に従って発給するものである。</p> <p>非加工証明書の申請書は、特定の税関にて提出する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 南京税関の関連告示は、次のリンクより確認可能。link (中国語のみ) 寧波税関の関連告示は、次のリンクより確認可能。link (中国語のみ) 杭州税関の関連告示は、次

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 3 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

			のリンクより確認可能。 link (中国語のみ)
11)	累積必要書類	中国では累積規則が適用される場合の書類に関する規則が公布されていない。経験的には、発給機関はケースバイケースで必要書類を定める。	

調査日(確認日):2023年6月1日